

### 1 令和5年中における全国の銃器事犯検挙状況

- |                |      |          |      |
|----------------|------|----------|------|
| (1) 発砲事件数      | 9件   | (うち暴力団等  | 3件)  |
| (2) 死傷者数       | 10人  | (うち死者数   | 7人)  |
| (3) 拳銃押収丁数     | 349丁 | (うち暴力団   | 29丁) |
| (4) 拳銃等に係る検挙人員 | 127人 | (うち暴力団員等 | 27人) |

### 2 過去5年における岩手県の銃器事犯発生状況

	H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6.8 (暫定)
発砲事件数	1	0	0	0	0	0
押収丁数	3	3	2	1	2	1
うち遺品銃	2	1	1	1	2	0

令和6年中は、宮城県警察との合同捜査により県内に居住する、いわゆる「匿名・流動型犯罪グループ」メンバー宅から自動装填式拳銃1丁を発見、押収し、同拳銃を隠匿、所持していたとして同グループメンバー等8人を検挙している。

### 3 近年社会問題となっている銃器

- (1) 密造拳銃
- (2) 改造拳銃
- (3) 拳銃と認定された玩具銃

### 4 銃刀法の改正

本年6月7日銃刀法の改正（同年7月14日施行）により、拳銃等の所持等に当たる行為等を、公然、あおり、唆す行為に罰則が整備された。

### 5 銃器事犯根絶のための県警察の取組

- (1) 銃器事犯の徹底検挙  
暴力団等犯罪組織が所持、管理する銃器の摘発に重点を置いた取締りの推進。
- (2) 関係機関等との連携  
取締りに関係する各機関で組織する「岩手県銃器・薬物取締り連絡協議会」の設置と、港湾を有する警察署管内での「岩手県警察銃器・薬物水際対策協力員」の委嘱による、情報共有体制の構築。
- (3) 広報・啓発活動の推進  
テレビや広報誌などを活用した、銃器事犯の根絶と違法銃器の排除に関する広報・啓発活動の推進。
- (4) サイバー空間を利用する違法銃器事犯への対処  
サイバーパトロールや警察庁が運用する「インターネット・ホットラインセンター」からの情報提供による、銃器関連情報の収集と取締りの推進。
- (5) 旧軍用拳銃の回収  
各種機会を通じた、旧軍用拳銃発見時の通報広報や、通報受理時における早期回収の推進。

### 6 情報提供を受ける警察の体制について

- (1) 最寄りの警察署への通報
- (2) 警察安全相談（#9110）
- (3) 拳銃110番報奨制度（0120-10-3774 ジュウ ミナナシ）
- (4) インターネットホットラインセンター（IHC）の運用

## 銃器事犯発生状況

### 銃器発砲事件数（全国）

区分	年次	H31/R元	R2	R3	R4	R5
	発砲事件数（件）	13	17	10	9	9
うち暴力団等	10	14	8	6	3	
その他・不明	3	3	2	3	6	

### 銃器発砲事件数（県内）

区分	年次	H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6.8 (暫定)
	発砲事件数（件）	1	0	0	0	0	0
うち暴力団等	0	0	0	0	0	0	0
その他・不明	1	0	0	0	0	0	0

### 銃器発砲事件による死傷者数（全国）

区分	年次	H31/R元	R2	R3	R4	R5
	死傷者数（人）	12	9	5	6	10
死者数	4	4	1	4	7	
負傷者数	8	5	4	2	3	

### 銃器発砲事件による死傷者数（県内）

区分	年次	H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6.8 (暫定)
	死傷者数（人）	1	0	0	0	0	0
死者数	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数	1	0	0	0	0	0	0

※ 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属製弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊などの被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。

※ 「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

### 拳銃押収状況（全国）

区分	年次	H31/R元	R2	R3	R4	R5
	拳銃押収丁数	401	355	295	321	349
暴力団	77	54	31	34	29	
その他・不明	324	301	264	287	320	

### 拳銃押収状況（県内）

区分	年次	H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6.8 (暫定)
	拳銃押収丁数	3	3	2	1	2	1
暴力団	0	0	0	0	0	0	
その他・不明	3	3	2	1	2	1	

※ 拳銃の押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

※ 表中の「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。